

岸和田市成年後見制度利用支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が請求した成年後見に係る審判を受けた者が成年後見人等に対し負担すべき報酬の一部又は全部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 成年後見人等 成年後見人、保佐人又は補助人をいう。
- (2) 成年被後見人等 成年被後見人、被保佐人又は被補助人をいう。
- (3) 後見等 成年後見人等が行う後見、保佐又は補助をいう。
- (4) 審判書記載の報酬額 家庭裁判所の報酬付与の審判により決定した成年後見人等への報酬の額をいう。
- (5) 助成金 この要綱に基づき市が交付する成年後見制度利用支援助成金をいう。
- (6) 生活保護受給者 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者をいう。
- (7) 生活保護基準 生活保護法第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、岸和田市成年後見審判申立実施要綱（平成17年11月1日施行）第4条に規定する審判の申立てが行われ、当該審判が確定し、東京法務局に成年被後見人等の登記がされている者であって、第6条の規定による助成金の交付の申請を行う日（以下「申請日」という。）において次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

ただし、助成対象者が第6条に規定する申請を行う前に死亡した場合又は死亡後に当該審判が行われた場合は、審判書記載の成年後見人等が助成対象者に代わって第6条の申請を行い、助成を受けることができる。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 次に掲げるすべての要件を満たす者で、成年後見人等の報酬に要する費用を負担することが困難であるもの
 - ア 属する世帯の収入の総額から審判書記載の報酬額を控除した額が、生活保護基準により算定される最低生活費の額未満であること。
 - イ 属する世帯の所有する銀行預金、郵便貯金その他の資産の合計額から審判書記載の報酬額を控除した額が、当該世帯の人数に500,000円を乗じて得た額以下であること。

ウ 属する世帯のすべての構成員が土地及び家屋（生活保護法に係る厚生労働省社会・援護局長通達（昭和 38 年社発第 246 号）に基づき保有を認められている宅地及び家屋を除く。）を所有していないこと。

(3) その他市長が特に認めた者

（助成の対象となる費用）

第 4 条 助成の対象となる費用は、審判書記載の報酬額の一部又は全部とする。ただし、同一人について同一の期間に係る助成金は重複して支給しない。

（助成金の額）

第 5 条 助成金の額は、市長が助成対象者の収入及び資産の状況から助成対象者の負担できる額を勘案し、審判書記載の報酬額（審判書記載の報酬額が 1 年を超える期間について決定されている場合は、相当な額として市長が認定する額とする。）の範囲内で認めた額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出される額を上限とする。

(1) 助成対象者が在宅において介護を受けている場合 後見等の事務が行われた月数×28,000 円

(2) 助成対象者が施設において介護を受けている場合 後見等の事務が行われた月数×18,000 円

2 前項各号の規定により助成金の上限の額の算定を行う場合において、後見等の事務が行われた期間に 1 月に満たない日数があるときは、当該 1 月に満たない日数に係る助成金の上限の額を日割計算により算出するものとする。この場合において、当該算出した助成金の上限の額に 100 円未満の端数が生じたときは、当該端数は、切り捨てるものとする。

（申請等）

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者は、岸和田市成年後見制度利用支援助成金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、報酬付与の審判を受けた日から起算して 2 月以内に市長に申請しなければならない。

(1) 報酬付与の審判書の写し

(2) 成年被後見人等の登記がなされていることが確認できる登記事項証明書

(3) 助成対象者の属する世帯の世帯員全員の公的年金等の源泉徴収票、所得の申告書の写しその他の収入の額を証明する書類

(4) 助成対象者の属する世帯の世帯員全員の財産目録の写しその他の財産状況の分かる書類

(5) 助成対象者が生活保護受給者である場合にあっては、生活保護の受給を証明する書面

（助成金の交付決定）

第 7 条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その旨を岸和田市成年後見制度利用支援助成

金交付決定通知書（様式第 2 号）又は岸和田市成年後見制度支援助成金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定しようとするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成金は成年後見人等への報酬の支払以外に使用してはならないこと。
- (2) 助成金の交付の決定を受けた者の成年後見人等は、助成対象者の資産状況又は生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならないこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、助成金の交付の目的を達成するために市長が必要と認める事項

（助成金の交付）

第 8 条 助成金は、前条第 1 項の規定により助成金の交付の決定を受けた者又はその後見人等（以下「受給者等」という。）からの請求に基づき助成対象者である被後見人等または成年後見人等の銀行口座に振り込むことにより交付する。

（交付決定の取消等）

第 9 条 市長は、受給者等が第 7 条第 2 項の規定により付した条件に違反し、又は助成対象者の資産状況若しくは生活状況の変化若しくは死亡等により、助成の理由が消滅し、若しくは著しく変化したと認めるときは、既に行った助成金の交付決定の内容を取り消し、又は決定の内容を変更することがある。

（助成金の返還）

第 10 条 市長は、受給者等が虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

岸和田市成年後見制度利用支援助成金交付申請書

年 月 日

岸和田市長 様

岸和田市成年後見制度利用支援助成金の交付を受けたいので、岸和田市成年後見制度利用支援助成金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 者	氏名	Ⓜ	生年月日	年 月 日
	住所	電話番号 ()		
助成対象者(申請者と同一の場合は記入不要)	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	電話番号 ()		
保佐人・補助人 同意欄（同意を要する場合のみ記入）	氏名	Ⓜ	生年月日	年 月 日
	住所	電話番号 ()		
生 活 保 護 受給の有無	有 受給開始年月日 (年 月 日 ～) 無			
助 成 金 申 請 額	円			
交付対象 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
添付書類	1 報酬付与の審判書の写し 2 成年被後見人等の登記事項証明書 3 世帯員全員の公的年金等の源泉徴収票、所得の申告書の写しその他の収入のわかる書類 4 世帯員全員の財産目録の写しその他の財産状況の分かる書類 5 生活保護を受給する場合にあっては、生活保護受給証明書			
振 込 先 (被後見人等の 名義の口座)	金 融 機 関 名 (郵便局は不可)	銀行 ・ 信金 信組 ・ 農協 支店		
	預金種別	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義			

様式第 2 号（第 7 条関係）

岸和田市成年後見制度利用支援助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者

_____様

岸和田市長

年 月 日付けで交付申請のあった岸和田市成年後見制度利用
支援助成金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

助成対象者氏名	
交付決定額	円
交付対象期間	年 月 日～ 年 月 日（ か月）

（条件）

様式第 3 号（第 7 条関係）

岸和田市成年後見制度利用支援助成金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者

様

岸和田市長

年 月 日付けで交付申請のあった岸和田市成年後見制度利用支援助成金について、次の理由により支給しないことに決定したので通知します。

助成対象者氏名	
決定の理由	